○4週6休制の試行に伴う職務に専念する義務の特例に関する規程

平成元年2月17日組合規程第9号 平成17年3月18日組合規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の職務に専念する義務の特例 に関する条例(昭和55年組合条例第14号)第2条第3号の規定に基づき毎4週間につき、2の土曜日の勤務を要しないものとする方法を基本とする週休2日制(以下「4週6休制」という。)の試行に伴う職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 任命権者は、4週6休制を実施するものとした場合における問題点の把握及び必要な対策の検討に資することを目的とする4週6休制の試行のため職員の職務に専念する 義務を免除することができる。

(免除の方法)

- 第3条 前条の規定による免除は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務時間について行うものとする。
 - (1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和54年組合条例第8号)附則第2条第1号に掲げる職員及びこれらの職員と同一の勤務時間が割振られている職員(毎4週間につき1の土曜日の勤務時間について前条の規定による免除を行うことがその特殊性とその他の事由により困難と認められる職員を除く。) 毎4週間につき1の勤務時間
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員は、任命権者が別に定める基準に従い一定期間の範囲で指定する土曜日の勤務時間又は、これに相当するものとして指定する勤務時間のうち連続4時間
- 第4条 この規程に定めるもののほか4週6休制の試行に伴う職務に専念する義務の免除 に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成元年4月2日から施行する。 附 則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。